

第1回 香川県新型コロナウイルス対策本部会議

次 第

日 時：令和2年2月27日（木）15時

場 所：県庁11階知事第3応接室

議 程

1. 新型コロナウイルス感染症対策の基本方針について
2. 県主催のイベント等の開催状況について
3. 各部における対応状況について
4. その他

新型コロナウイルス感染症対策の基本方針

令和2年2月25日
新型コロナウイルス感染症対策本部決定

1. 現在の状況と基本方針の趣旨

新型コロナウイルス感染症については、これまで水際での対策を講じてきているが、ここに来て国内の複数地域で、感染経路が明らかではない患者が散発的に発生しており、一部地域には小規模患者クラスター（集団）が把握されている状態になった。しかし、現時点では、まだ大規模な感染拡大が認められている地域があるわけではない。

感染の流行を早期に終息させるためには、クラスター（集団）が次のクラスター（集団）を生み出すことを防止することが極めて重要であり、徹底した対策を講じていくべきである。また、こうした感染拡大防止策により、患者の増加のスピードを可能な限り抑制することは、今後の国内での流行を抑える上で、重要な意味を持つ。

あわせて、この時期は、今後、国内で患者数が大幅に増えた時に備え、重症者対策を中心とした医療提供体制等の必要な体制を整える準備期間にも当たる。

このような新型コロナウイルスをめぐる現在の状況を的確に把握し、国や地方自治体、医療関係者、事業者、

そして国民が一丸となって、新型コロナウイルス感染症対策を更に進めていくため、現在講じている対策と、今後の状況の進展を見据えて講じていくべき対策を現時点で整理し、基本方針として総合的にお示ししていくものである。

まさに今が、今後の国内での健康被害を最小限に抑える上で、極めて重要な時期である。国民の皆様に対しては、
2. で示す新型コロナウイルス感染症の特徴を踏まえ、感染の不安から適切な相談をせずに医療機関を受診することや感染しやすい環境に行くことを避けていただくようお願いする。また、手洗い、咳エチケット等を徹底し、風邪症状があれば、外出を控えていただき、やむを得ず、外出される場合にはマスクを着用していただくよう、お願いする。

2. 新型コロナウイルス感染症について現時点で把握している事実

- ・一般的な状況における感染経路は飛沫感染、接触感染であり、空気感染は起きていないと考えられる。
閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、咳やくしゃみ等がなくても感染を拡大させるリスクがある。
- ・感染力は事例によって様々である。一部に、特定の人から多くの人に感染が拡大したと疑われる事例がある

一方で、多くの事例では感染者は周囲の人にほとんど感染させていない。

- ・発熱や呼吸器症状が1週間前後持続することが多く、強いだるさ（倦怠感）を訴える人が多い。また、季節性インフルエンザよりも入院期間が長くなる事例が報告されている。
- ・罹患しても軽症であったり、治癒する例も多い。重症度としては、致死率が極めて高い感染症ほどではないものの、季節性インフルエンザと比べて高いリスクがある。特に、高齢者・基礎疾患を有する者では重症化するリスクが高い。
- ・インフルエンザのように有効性が確認された抗ウイルス薬がなく、対症療法が中心である。また、現在のところ、迅速診断用の簡易検査キットがない。
- ・一方、治療方法については、他のウイルスに対する治療薬等が効果的である可能性がある。

3. 現時点での対策の目的

- ・感染拡大防止策で、まずは流行の早期終息を目指しつつ、患者の増加のスピードを可能な限り抑制し、流行の規模を抑える。
- ・重症者の発生を最小限に食い止めるべく万全を尽くす。
- ・社会・経済へのインパクトを最小限にとどめる。

4. 新型コロナウイルス感染症対策の基本方針の重要事項

(1) 国民・企業・地域等に対する情報提供

- ① 国民に対する正確で分かりやすい情報提供や呼びかけを行い、冷静な対応を促す。
 - ・発生状況や患者の病態等の臨床情報等の正確な情報提供
 - ・手洗い、咳エチケット等の一般感染対策の徹底
 - ・発熱等の風邪症状が見られる場合の休暇取得、外出の自粛等の呼びかけ
 - ・感染への不安から適切な相談をせずに医療機関を受診することは、かえって感染するリスクを高めることになること等の呼びかけ 等
- ② 患者・感染者との接触機会を減らす観点から、企業に対して発熱等の風邪症状が見られる職員等への休暇取得の勧奨、テレワークや時差出勤の推進等を強力に呼びかける。
- ③ イベント等の開催について、現時点で全国一律の自粛要請を行うものではないが、専門家会議からの見解も踏まえ、地域や企業に対して、イベント等を主催する際には、感染拡大防止の観点から、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討するよう要請する。

- ④ 感染が拡大している国に滞在する邦人等への適切な情報提供、支援を行う。
- ⑤ 国民、外国政府及び外国人旅行者への適切迅速な情報提供を行い、国内での感染拡大防止と風評対策につなげる。

(2) 国内での感染状況の把握(サーベイランス(発生動向調査))

ア) 現行

- ① 感染症法に基づく医師の届出により疑似症患者を把握し、医師が必要と認めるPCR検査を実施する。
患者が確認された場合には、感染症法に基づき、積極的疫学調査により濃厚接触者を把握する。
- ② 地方衛生研究所をはじめとする関係機関（民間の検査機関を含む。）における検査機能の向上を図る。
- ③ 学校関係者の患者等の情報について都道府県の保健衛生部局と教育委員会等部局との間で適切に共有を行う。

イ) 今後

- 地域で患者数が継続的に増えている状況では、入院を要する肺炎患者の治療に必要な確定診断のためのPCR検査に移行しつつ、国内での流行状況等を把握するためのサーベイランスの仕組みを整備する。

(3) 感染拡大防止策

ア) 現行

- ① 医師の届出等で、患者を把握した場合、感染症法に基づき、保健所で積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者に対する健康観察、外出自粛の要請等を行う。

地方自治体が、厚生労働省や専門家と連携しつつ、積極的疫学調査等により、個々の患者発生をもとにクラスター（集団）が発生していることを把握するとともに、患者クラスター（集団）が発生しているおそれがある場合には、確認された患者クラスター（集団）に関係する施設の休業やイベントの自粛等の必要な対応を要請する。

- ② 高齢者施設等における施設内感染対策を徹底する。
- ③ 公共交通機関、道の駅、その他の多数の人が集まる施設における感染対策を徹底する。

イ) 今後

- ① 地域で患者数が継続的に増えている状況では、
 - ・ 積極的疫学調査や、濃厚接触者に対する健康観察は縮小し、広く外出自粛の協力を求める対応にシフトする。
 - ・ 一方で、地域の状況に応じて、患者クラスター（集団）への対応を継続、強化する。
- ② 学校等における感染対策の方針の提示及び学校等の臨時休業等の適切な実施に関して都道府県等から設置者等に要請する。

(4) 医療提供体制（相談センター／外来／入院）

ア) 現行

- ① 新型コロナウイルスへの感染を疑う方からの相談を受ける帰国者・接触者相談センターを整備し、24時間対応を行う。
- ② 感染への不安から帰国者・接触者相談センターへの相談なしに医療機関を受診することは、かえって感染するリスクを高めることになる。このため、まずは、帰国者・接触者相談センターに連絡いただき、新型コロナウイルスへの感染を疑う場合は、感染状況の正確な把握、感染拡大防止の観点から、同センターから帰国者・接触者外来へ誘導する。
- ③ 帰国者・接触者外来で新型コロナウイルス感染症を疑う場合、疑似症患者として感染症法に基づく届出を行うとともにPCR検査を実施する。必要に応じて、感染症法に基づく入院措置を行う。
- ④ 今後の患者数の増加等を見据え、医療機関における病床や人工呼吸器等の確保を進める。
- ⑤ 医療関係者等に対して、適切な治療法の情報提供を行うとともに、治療法・治療薬やワクチン、迅速診断用の簡易検査キットの開発等に取り組む。

イ) 今後

- ① 地域で患者数が大幅に増えた状況では、外来での対応については、一般の医療機関で、診療時間や動線を区分する等の感染対策を講じた上で、新型コロナ

ウイルスへの感染を疑う患者を受け入れる（なお、地域で協議し、新型コロナウイルスを疑う患者の診察を行わない医療機関（例：透析医療機関、産科医療機関等）を事前に検討する。）。あわせて、重症者を多数受け入れる見込みの感染症指定医療機関から順に帰国者・接触者外来を段階的に縮小する。

風邪症状が軽度である場合は、自宅での安静・療養を原則とし、状態が変化した場合に、相談センター又はかかりつけ医に相談した上で、受診する。高齢者や基礎疾患を有する者については、重症化しやすいことを念頭において、より早期・適切な受診につなげる。

風邪症状がない高齢者や基礎疾患を有する者等に対する継続的な医療・投薬等については、感染防止の観点から、電話による診療等により処方箋を発行するなど、極力、医療機関を受診しなくてもよい体制をあらかじめ構築する。

- ② 患者の更なる増加や新型コロナウイルス感染症の特徴を踏まえた、病床や人工呼吸器等の確保や地域の医療機関の役割分担（例えば、集中治療を要する重症者を優先的に受け入れる医療機関等）など、適切な入院医療の提供体制を整備する。
- ③ 院内感染対策の更なる徹底を図る。医療機関における感染制御に必要な物品を確保する。
- ④ 高齢者施設等において、新型コロナウイルスへの感染が疑われる者が発生した場合には、感染拡大

防止策を徹底するとともに、重症化のおそれがある者については円滑に入院医療につなげる。

(5) 水際対策

国内への感染者の急激な流入を防止する観点から、現行の入国制限、渡航中止勧告等は引き続き実施する。

一方で、検疫での対応については、今後、国内の医療資源の確保の観点から、国内の感染拡大防止策や医療提供体制等に応じて運用をシフトしていく。

(6) その他

- ① マスクや消毒液等の増産や円滑な供給を関連事業者
に要請する。
- ② マスク等の国民が必要とする物資が確保されるよう、
過剰な在庫を抱えることのないよう消費者や事業者
に冷静な対応を呼びかける。
- ③ 国際的な連携を密にし、WHO や諸外国の対応状況
等に関する情報収集に努める。また、日本で得られた
知見を積極的に WHO 等の関係機関と共有し、今後の
対策に活かしていく。
- ④ 中国から一時帰国した児童生徒等へ学校の受け入
れ支援やいじめ防止等の必要な取組を実施する。
- ⑤ 患者や対策に関わった方々等の人権に配慮した取組
を行う。

- ⑥ 空港、港湾、医療機関等におけるトラブルを防止するため、必要に応じ警戒警備を実施する。
- ⑦ 混乱に乗じた各種犯罪を抑止するとともに、取締りを徹底する。

5. 今後の進め方について

今後、本方針に基づき、順次、厚生労働省をはじめとする各府省が連携の上、今後の状況の進展を見据えて、所管の事項について、関係者等に所要の通知を発出するなど各対策の詳細を示していく。

地域ごとの各対策の切替えのタイミングについては、まずは厚生労働省がその考え方を示した上で、地方自治体が厚生労働省と相談しつつ判断するものとし、地域の実情に応じた最適な対策を講ずる。なお、対策の推進に当たっては、地方自治体等の関係者の意見をよく伺いながら進めることとする。

事態の進行や新たな科学的知見に基づき、方針の修正が必要な場合は、新型コロナウイルス感染症対策本部において、専門家会議の議論を踏まえつつ、都度、方針を更新し、具体化していく。

新型コロナウイルスの感染拡大の影響で中止となった県主催のイベント等について

(令和2年2月27日12時時点)

イベント名	開催日時	主催	部局名
香川県企業東京ランチネットワーク会議	2月26日	香川県東京事務所	政策部
かがわ・F・チェンバースオーケストラ(KFC)スプリングコンサート	3月1日	香川県	
かがわ暮らし応援隊委嘱式・意見交換会	3月2日	香川県	
プロフェッショナル人材戦略セミナー	3月2日	香川県	
香川県明るい選挙推進協議会総会	3月3日	香川県明るい選挙推進協議会	
TURNSカフェかがわ2020	3月4日	香川県	
ふるさと暮らしセミナー(地方公務員セミナー)	3月7日	香川県	
かがわ暮らし応援隊・定住支援サポーター意見交換会	3月9日	香川県	
体験学習室での着付け体験(甲冑・十二単)	常時実施	県立ミュージアム	
香川県職員採用セミナー	3月4日	人事委員会事務局	総務部
東館ガイドツアー	毎週火・木曜日 毎月第2土曜日 (2月27日～当面の間休止)	香川県	
香川県交通安全県民会議 専門部会合同会議	3月3日	香川県交通安全県民会議	危機管理総局
高圧ガス保安検査受検説明会	3月5日	香川県	
四国はひとつ 消費者市民社会創造フォーラム in 高知	3月16日	徳島県、香川県、愛媛県、高知県、四国4県連携消費者市民社会創造フォーラム	

CO2削減フェスティバル2020 in かがわ	2月29日	香川県	環境森林部
里山講座	3月2日	香川県	
令和元年度産業廃棄物に係る講習会	3月5日	香川県	
第7回かがわ「里海」づくりシンポジウム	3月7日	香川県	
令和元年度産業廃棄物に係る講習会	3月10日	香川県	
ジビエ調理講習会	3月14日	香川県	
瀬戸内海国立公園指定日記念行事 屋島ウォーク	3月15日	香川県	
香川県災害医療コーディネーター研修	2月15日	香川県	健康福祉部
香川MCLS研修	2月23日、24日	香川県	
介護に関する入門的研修	2月23日、3月1日、18日	香川県	
院内助産・助産師外来を实践するための研修会	2月29日	香川県・香川県看護協会 (県看護協会委託事業)	
がん週末期の退院支援とACPに関する研修会	2月29日	香川県がん診療連携協議会	
医療的ケア児等の支援についての研修会	2月29日	香川県	
耳の日の記念講演会	3月1日	日本耳鼻咽喉科学会香川県地方部会、香川県	
香川県県民公開講座「A1ってなあに？」	3月1日	香川県歯科医師会、香川県	
しっぽの森啓発セミナー	3月1日	さぬき動物愛護センター	
認知症施策担当者会	3月2日	香川県	

認知症セミナー	3月2日	香川県	健康福祉部
自殺対策強化月間 自殺予防啓発キャンペーン	3月2日	香川県	
HACCP導入実務講習会	3月2日、3日、5日、6日、9日、10日、11日	香川県	
令和元年度 香川県新任民生委員児童委員研修会	3月6日	高松市、香川県民生児童委員協議会連合会、県社協、県	
高齢者見守りネットワーク研修会	3月6日	香川県	
乳がん検診従事者講習会	3月7日	香川県	
障害のある方のITを活用した在宅就業フォーラム	3月7日	社会福祉法人かがわ総合リハビリテーション事業団、香川県	
夜勤・交代制勤務環境改善フォーラム	3月7日	香川県・香川県看護協会（県看護協会委託事業）	
高次脳機能障害支援普及講演会	3月8日	社会福祉法人かがわ総合リハビリテーション事業団、香川県	
中学生の「福祉・介護の仕事」職業体験研修	3月10日、11日、25日、26日、27日	県社協（福祉人材センター）、県	
動物愛護のつどい in しっぽの森	3月15日	香川県・高松市（さぬき動物愛護センター）	
パーキンソン病とうまく付き合おう」（講演会・交流会）	3月18日	香川県	
大島青松園 讃岐うどん交流会	3月18日	香川県	
香川県臨床研修病院合同説明会	3月20日	香川県・香川県臨床研修病院協議会	
知っておきたい「オーラルフレイル」健康長寿の秘訣はまず、お口から！！	3月22日	香川県歯科医師会、香川県	

さぬきこどもの国イベント ・はぐくみ広場 ・親子であそぼ!ぐう・ちょき・ぱあ ・おはなしの庭	2月27日	公益財団法人香川県児童・ 青少年健全育成事業団	子ども推進局
子育て支援員フォローアップ研修	2月29日	香川県	
縁結びセミナー	3月1日	かがわ縁結び支援センタ ー	
さぬきこどもの国イベント ・親子あそびParty	3月3日	公益財団法人香川県児童・ 青少年健全育成事業団	
妊娠SOS相談支援体制整備事業研修 会	3月3日	香川県	
さぬきこどもの国イベント ・親子で遊ぼう防災、広げよう防災	3月7日	日本赤十字社香川県支部 ほか	
小児在宅医療従事者養成研修会	3月11日	香川県	
令和元年度香川県認可外保育施設保育 研修会	3月14日	香川県	
ワンコイン婚活4	3月15日	かがわ縁結び支援センタ ー	
香川県伝統工芸士認定式	2月27日	香川県	
四国UJ1ターン就職促進協議会第3 回連絡会議	2月27日	香川県	
香川県中小企業BCP優良取組事業所認 定証交付式	2月27日	香川県	
かがわ働く女性応援会議	2月28日	香川県	
香川県機能性表示食品等開発研究会	2月28日	香川県	
台湾経済団体等による知事訪問	3月3日	ー	
かがわーくフェア	3月11日	香川労働局、香川県、高松 商工会議所、ポリテクセン ター香川、若年者就業支援 センター、うどん県で働こ うプロジェクト委員会	

香川ファイブアローズ 魅力体験 DAY	2月29日、3月1日	香川県	交流推進部
カマタマーレ讃岐 魅力体験 DAY	3月8日	香川県	
ダイヤモンド・プリンセス寄港歓迎イベント	3月26日	香川県	
フラワーフェスティバル かがわ 2020	2月29日、3月1日	花の里かがわ推進委員会 (香川県ほかで構成)	農政水産部
「さぬきの夢」製麺講習会	2月26日、3月1日、3月13日	香川県、香川県製粉製麺協同組合、かがわ農産物流通消費推進協議会	
県産野菜の魅力発見セミナー	3月7日	香川県、かがわ農産物流通消費推進協議会、高松市教育委員会	
「さぬき讃フルーツ」産地交流会	3月8日	香川県、JA香川県、かがわ農産物流通消費推進協議会	
令和元年度輸出盆栽研修会	3月9日	香川県	
香川県木造住宅耐震対策講座「待ったなし！住まいの耐震化～『低コスト工法』を学ぼう～」	3月1日	香川県	土木部
香川県空き家対策 出前講座 [三豊市]	3月7日	香川県	
香川県空き家対策 個別相談会 [三豊市]	3月12日	香川県	
医療セミナー 「不整脈の非薬物治療～植込みデバイスとアブレーション～」	2月27日	中央病院	病院局
第6回緩和ケア症例検討会	3月5日	中央病院	
健康教室	3月5日、4月2日	白鳥病院	
認定・専門看護師による 健康セミナー	3月16日	中央病院	
医療安全研修会 「組織内のレジリエンスを高めるためのアサーティブ・リーダーシップ」	3月17日	中央病院	

「医師負担軽減に関する研修会」	3月17日	中央病院	病院局
令和2年度公開健康講座	5月21日	県（白鳥病院） 大川地区医師会 東かがわ市	
図書館コンサート	2月29日	香川県教育委員会	教育委員会
スーパー讃岐っ子育成事業 (最終測定会)	2月29日	香川県教育委員会	
逃走中 2020in さぬき空港公園（鬼ごっこ大会）	3月1日	さぬきおやじ連合 共催：香川県教育委員会	
屋島で春を探そう	3月7日	香川県教育委員会	
第1回香川県高校生探究発表会	3月7日	香川県教育委員会	
天体望遠鏡教室	3月7日	香川県教育委員会	
県民スポレク祭 スポーツ大会 (マウンテンバイク)	3月8日	県民スポレク祭実行委員会、 香川県教育委員会	
家族でうどん作り	3月14日、15日	香川県教育委員会	
第2回「新時代の学びにおける先端技術 導入実証研究事業」 特別講演会	3月18日	香川県教育委員会	
滑石でハンコをつくろう	3月20日	香川県教育委員会	
星を見る会	3月20日	香川県教育委員会	
早春の遍路道を歩こう	3月22日	香川県教育委員会	

※ 県が主催、または共催しているイベント

各 所 属 長 殿

総 務 部 長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症対策による勤務時間の前倒し及び後ろ倒しの実施について (通知)

全国的な新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、職員の感染予防の一環として、勤務時間の前倒し (早出勤務) 及び後ろ倒し (遅出勤務) を実施します。

実施については、業務上、支障が生じないことを前提に、原則、夏季期間における「勤務時間前倒し及び後ろ倒しの実施による職員の勤務時間の割振り等の特例に関する要綱」(別添 1) 及び「勤務時間前倒し及び後ろ倒しの実施に関する事務処理要領」(別添 2) を準用し、必要に応じて以下のとおり運用することとします。

また、早出・遅出勤務の指定・確認については、総務事務システム (総務ナビ) を利用できますので、職員に周知をお願いします。

記

1 実施時期

令和 2 年 ○ 月 ○ 日 (○) から当分の間

2 対象職員

通勤に公共交通機関を利用している職員

※再任用短時間勤務職員、非常勤職員、臨時的任用職員等を含む

3 実施内容

以下のとおり、勤務時間の割振りを見直し、始業時刻及び終業時刻を前倒し又は後ろ倒しする。

	勤務時間	休憩時間
早出勤務 A	午前 7 時半から午後 4 時 15 分まで (休憩時間を除く。)	正午から午後 1 時まで
早出勤務 B	午前 8 時から午後 4 時 45 分まで (休憩時間を除く。)	正午から午後 1 時まで
遅出勤務 C	午前 9 時から午後 5 時 45 分まで (休憩時間を除く。)	正午から午後 1 時まで
遅出勤務 D	午前 9 時半から午後 6 時 15 分まで (休憩時間を除く。)	正午から午後 1 時まで

※留意点

- ・総務ナビが利用できない職員については、「早出・遅出勤務時間割振り指定簿」及び「早出・遅出勤務出勤確認簿」を作成すること。
- ・なお、公共交通機関のダイヤによっては、所属長の判断により、上記勤務時間によらず別途勤務時間の割振り変更を行うことも可能であるので、下記担当まで相談すること。

4 その他

職員によって始業・終業時刻が異なるので、勤務時間管理の適正な管理に努めること。

【担当】

人事・行革課 総務・給与グループ 小松・山野
内線 2582・2583

各所属長 殿

人事・行革課長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策による在宅勤務の実施について

全国的な新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、職員の感染予防の一環として、当面の間、下記のとおり在宅勤務の対象職員の拡大等を実施します。

記

1 感染予防のための在宅勤務の利用について

- ①対象職員 在宅勤務を希望している職員のうち、健康状態(妊娠・持病等)により罹患した場合の影響が大きいなど、所属長が必要と認めた職員
- ②対象業務 在宅でも職場と同程度の勤務効率を確保できる業務
- ③実施頻度 上限を設けない(取得単位は1日)
- ④申込期限 令和2年 月 日()
- ⑤申込方法

在宅勤務登録申請書(新型コロナウイルス感染症対策)に必要な事項を記入のうえ、所属長経由で、人事・行革課の下記担当者にメールで提出

⑥その他

応募者多数の場合は、公共交通機関を利用して通勤している職員を優先します。なお、それでも応募者多数の場合は抽選等で決定します。

2 感染者の濃厚接触者の在宅勤務の利用について

- ①対象職員 在宅勤務を希望している職員のうち、家族に感染者がいる場合など、保健所から外出自粛の協力の要請を受けている職員
- ②対象業務 在宅でも職場と同程度の勤務効率を確保できる業務
- ③実施頻度 上限を設けない(取得単位は1日)
- ④申込期限 随時
- ⑤申込方法

在宅勤務登録申請書(新型コロナウイルス感染症対策)に必要な事項を記入のうえ、所属長経由で、人事・行革課の下記担当者にメールで提出

3 留意事項

- ・在宅勤務用パソコンの貸与については、モバイル用パソコン等を利用する予定としています。
- ・台数の制限もあることから、運用状況等によってはパソコンの返却等のお願いをすることもあります。
- ・現在、在宅勤務(育児・介護)を利用している職員についても、新型コロナウイルス感染症対策で在宅勤務を行いたい場合は、上記の申込みを行ってください。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の抑制に向けた緊急声明

国、都道府県等の地方自治体においては、国内・地域における感染拡大抑制のため、各種の措置を講じているところであるが、国内感染者の死亡、医療従事者の感染、感染経路が不明な感染者が相次いで確認されるなど、感染拡大の様相を呈してきており、住民の不安がますます増大している。

この国難とも言える状況を乗り切るためには、国と地方が十分に連携して効果的な施策を講じることが必要である。

国におかれては本日公表した基本方針に基づき徹底した対策を地方との協力の上実行するよう求める。

我々は、国の施策に協力し、相談・検査体制の強化などのイニシアチブを発揮しつつ、感染拡大の抑制に全力を挙げる決意だ。

記

1 感染拡大の抑制のための国・地方の協力

感染拡大の局面に入ったと思われることから、知事会として、国と連携しながら新型コロナウイルス対策に全力を挙げて取り組む所存である。

また、国におかれては感染者や経路にかかる情報をすべて都道府県に提供の上、情報公開の統一基準を提示していただきたい。都道府県・知事会も国の施策に最大限協力しつつ、地方として独自に取り得る抑制策を積極的に実施する。

2 全国知事会の緊急対策本部の設置

現在、全国知事会に緊急対策会議を設置しているところであるが、これを緊急対策本部に格上げする。国との協力体制を構築するとともに、各地域の状況を把握・分析し必要な施策を行うなど、都道府県間の物資・人員等の相互支援を実施し、新型コロナウイルス感染症拡大防止の実効性ある対策を全面的に展開していく。

3 患者クラスター(集団)の封じ込め

感染の流行を早期に封じ込めるためには、単一の都道府県での対応にとらわれることなく、広域的な観点から拡大抑制にあたるべきである。特に感染者の増加が見られる自治体・地域においては、クラスター(集団)拡大防止対策を展開する。政府は、地域と緊密に連携し機動的に地方自治体を支援するよう求める。

4 検査体制・医療体制の強化

国においては、簡易検査キットの早期開発、供給体制の確立、リアルタイムPCR検査機器の配備、検査試薬の提供など、地域における検査体制強化を支援していただきたい。

感染症指定医療機関などにおける重症者の受け入れ体制を強化するために、医療機器の整備、医療物資（マスク、消毒薬、感染防護具等）の確保など、医療従事者が安心して従事できるよう、支援を速やかに行っていただきたい。

また、国内での新型コロナウイルス感染症の症例等を取りまとめ、診断及び治療に有用な情報を医療現場にリアルタイムで提供するとともにできるだけ早く治療薬を開発・配備するよう求める。

5 地域住民による感染防止対策に資する物品類の市場供給

都道府県等の地方においては、地域住民による自主的な感染防止策として、マスク、手指消毒薬等の活用を呼びかけているところであるが、市場供給が十分とは言いがたい状況にあり、住民の手に届いていない。国においては、生産体制強化の働きかけ等を行いいち早く供給の正常化を図られたい。

6 地域経済への影響を踏まえた対策の実施

キャンセルが相次ぐ観光関連産業、中国との関連がある企業への影響、大規模イベントの自粛ムードの拡大などによる地域経済への影響を最小限に留めるため、中小企業や小規模事業者への支援策や雇用対策の実施、周知、弾力的な運用を図られたい。

また、テレワークや時差出勤などの柔軟な働き方や従業員が休みやすい環境整備の取組に対する支援について国において必要な対応を行うよう求める。

令和2年2月25日

全国知事会 新型コロナウイルス緊急対策会議

会長	飯泉 嘉門
総務常任委員会委員長	西脇 隆俊
社会保障常任委員会委員長	平井 伸治
危機管理・防災特別委員会委員長	黒岩 祐治

令和 2 (2020) 年 2 月 26 日

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた 県主催イベントの開催に係る考え方

1 原則として自粛を検討するもの

(1) 多数の人と 1メートル以内の距離で密に接するもの（屋外を含む）

交流イベント、スポーツイベント、展示会など

(2) 多数の人が密集して、天井の低い会議室等閉鎖空間で長時間過ごすもの

講演、研修、不特定多数の者が参集する会合など

(3) 高齢者や基礎疾患を持った者が集まるもの

2 場合によっては自粛を検討するもの

- ・ 医療・福祉関係者等が集まるもの（患者や施設利用者等への二次感染のリスクに配慮）

3 開催する場合に留意すること

- ・ 風邪のような症状のある方の参加自粛の要請を徹底すること
- ・ 室内換気を十分に行うこと
- ・ アルコール手指消毒薬を設置すること
- ・ 参加者に咳エチケットの徹底を要請すること

※ この方針については、今後 1 か月程度のイベントを想定しており、今後の感染の広がりや重症度を見ながら適宜見直すこととする。



令和2年2月26日
新型コロナウイルス感染症
広島県特別警戒本部長

広島県主催イベント等の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症への対応については、広島県は、現段階では発生段階ではありませんが、全国的には多数の症例が報告されており、また、国において2月25日に感染対策の基本方針が出され、イベントの自粛などの感染拡大防止策が示されたところです。

このため、広島県においては、国の方針や、専門家のアドバイスを踏まえ、県主催のイベント等の開催については、当面、3月31日までの間、次の対応方針に基づいて取り扱うものとしします。

なお、この取扱いについては、今後の感染の広がり等を見ながら適宜見直しを行うものとしします。

○県主催イベント等開催についての対応方針

- ・ 広島県内における感染の進行度や、参集状況に応じて、別紙「新型コロナウイルスに係る県主催のイベント中止等の考え方」に基づき判断する。
- ・ 留意事項に留意し、開催する場合には次の必要な対策を十分に講じることを条件とし、それが実施できないと判断される場合には、延期または中止するものとする。
特に、高齢者や基礎疾患を有する者、子供などの参加があるイベント等については特に留意して判断する。

○イベント等を実施する場合の必要な対策

- ・ 発熱等の症状がある人には参加を控えるよう要請（事前告知）
- ・ 咳エチケットの徹底や、頻繁な手洗いなどの周知
- ・ アルコール消毒液を会場や会場内の複数個所に設置し、確実に実施
- ・ 屋内イベントでの定期的な換気
- ・ 参加者等の相互接触の機会を減らす、対面での会話機会を減らすなどの内容の変更
など

新型コロナウイルスに係る県主催のイベント中止等の考え方

この考え方は感染早期を想定したもので、今後の感染の広がりが適宜見直しを行うものとする。

R2.2.26～R2.3.31

区分	講演会、シンポジウム、研修会、各種イベント	
	全国(海外含む)から参加 屋内	県内全域から参加
県内未発生(現状)	<p>参加規模(参加者の追跡ができること)や、運営方法など下記の留意事項に留意し、関係者と協議の上、開催または延期・中止の判断をする。</p>	<p>下記の留意事項に留意し、開催する場合は、イベントを実施する場合の必要な対策を十分に講じることを条件とし、これらの対策が実施できない場合は中止・延期の判断をする。</p>
	<p>参加規模(参加者の追跡ができること)、運営方法など留意事項に留意し、関係者と協議の上、開催または延期・中止の判断をする。</p>	<p>当該地域周辺で発生した場合は、原則として※延期または中止する。</p>
県内発生	<p>感染が限定的と認められる場合</p>	<p>関係者と協議の上、原則として※延期または中止する。</p>
	<p>市中感染又は感染蔓延の可能性がある場合</p>	<p>原則として※延期または中止する。</p>

※ この時期に実施する必要があり、変更不可能な場合については個別に可否を整理する。

【留意事項(延期・中止判断の例示)】

- ・参加規模 (大規模な参加で不特定多数の参加があり、参加者の追跡が困難な場合)
- ・開催場所 (屋内で換気が十分にできない場合)
- ・開催期間 (同一空間での滞在時間が長い場合)
- ・距離 (近距離、対面、相互接触がある場合)
- ・参加者 (高齢者や基礎疾患を有する者、障害者、子供などの参加がある場合)

○イベント等を実施する場合の必要な対策

- ・発熱等の症状がある人には参加を控えるよう要請(事前告知)
- ・咳エチケットの徹底や、頻繁な手洗いなどの周知
- ・アルコール消毒液を会場や会場内の複数個所に設置
- ・屋内イベントでの定期的な換気
- ・参加者等の相互接触や、対面での会話機会を減らす